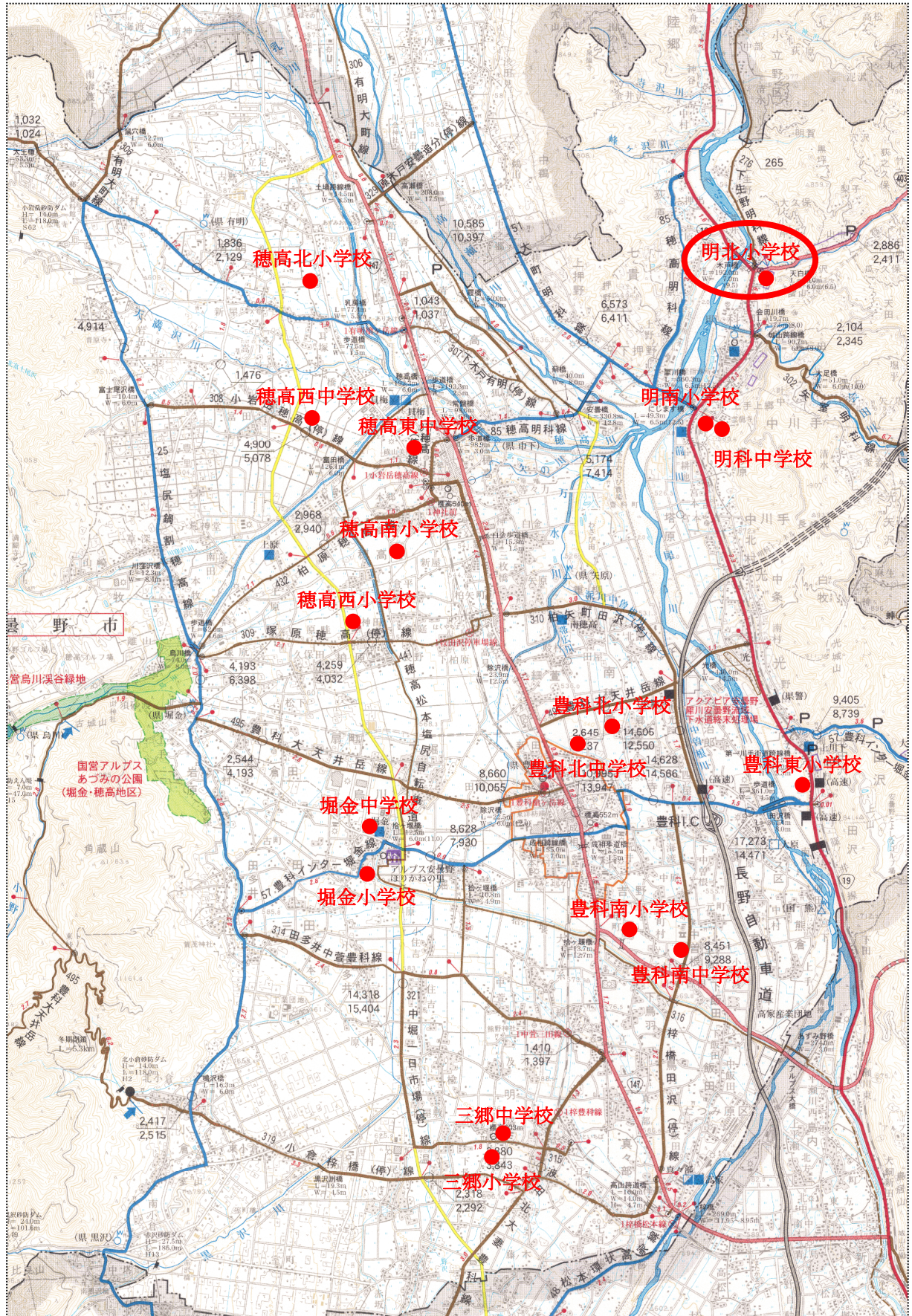


工 事 名		令和7年度（明許繰越）明北小学校 特別支援教室 空調設備設置工事												
施 工 箇 所		安曇野市 明北小学校												
設 計 概 要					施 工 方 法					請 負				
明北小学校 特別支援教室（63.4㎡）への空調設備設置工事 ・鋼製建具工事 ・内装、雑工事 ・天井開口工事 ・空調電気設備工事 ・天吊形エアコン1台（冷/暖房能力 12.5Kw/14.0Kw）					施 工 期 間					契約日～令和8年9月1日				
					担 当 課					学校教育課 学校庶務担当				
					工 事 担 当 課					財産管理課 施設経営担当				
					契 約 保 証 方 法					金 銭 的 保 証				
					・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。									

金抜設計書

安曇野市立小学校・中学校位置図



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	令和7年度 明北小学校特別支援教室空調設備設置工事						
	総 括 表						
I	直接工事		1.00	式			
	直接工事費計						
II	共通費						
	共通仮設費 指定仮設		1.00	式			
	比率計上		1.00	式			
	純工事費						
III	現場管理費		1.00	式			
	工事原価						
IV	一般管理費		1.00	式			
	積算価格						
V	消費税						
	総合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	建築工事	科目内訳書					
Aa	特別支援教室						
Aa-1	直接仮設工事		1.0	式			
Aa-2	鋼製建具工事		1.0	式			
Aa-3	内装、雑工事		1.0	式			
Aa-4	天井開口工事	アスベストみなし解体工	1.0	式			
	Aa 小計						
	合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Aa-2	鋼製建具工事						
	特別支援教室						
	アルミパネル・中棧部材	アルミパネルW300+400*H820 中棧	1.0	set			
	パネル中棧 取付調整費		1.0	式			
	パネル中棧 運搬費		1.0	式			
	パネル中棧 設計費		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	アルミパネル入れ込み手間		0.7	m ²			
	残材処理費		0.7	m ²			
	ガラス取外し手間		0.7	m ²			
	コーキング取外し, 施工		9.4	m ²			
	法定福利費		1.0	式			
	合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Aa-3	内装、雑工事						
	カーテンレール	タチカ V17アルミ同等	6.7	m			
	同上取付費		6.7	枚			
	遮熱カーテン	サングヅ PK4558同等 W1700*H3000 片開き	1.0	枚			
	遮熱カーテン	サングヅ PK4558同等 W2670*H2100 両開きスリット加工共	1.0	枚			
		※1.5倍ヒケ, 防災ラベル, 既存撤去処分含む					
	窓配管貫通部アルミパネル穴開け工		1.0	ヶ所			
	エアコンリモコン取付		1.0	ヶ所			
	法定福利費		1.0	式			
	天井点検口	アルミ製内外アルミ目地枠/450角	3.0	ヶ所			
	合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ca-1	明北小学校 特別支援教室空調電気						
	ケーブル	EM-CE8° -4C <管内>	6	m			
	ケーブル	EM-CE8° -4C <ケーブルラック>	4	m			
	ケーブル	EM-CE8° -4C <隠蔽>	40	m			
	ケーブル	EM-MEES0.75° -2C <隠蔽>	20	m			
	メタルモール本体	A型	3.6	m			
	コーナーボックス	A型	1	個			
	スイッチボックス	A・B型	1	個			
	メタルモールフレキシジョイント	A型	1	本			
	開閉器	ELCB3P50AF/30AT F30mA	1	個			
	制御盤	3.5以上～4.5未満	1	面			
	ワイヤードリモコン	機械設備支給品	1	個			
	電動機接続		1	台			

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Da-1	明北小学校 特別支援教室機械設備工事						
	ACP-1 空冷パッケージエアコン 寒冷地仕様	標準140形 冷/暖房能力12.5KW/14.0W	1.0	台			
	室外ユニット 室内ユニット	安全ネット 天吊形 ムーブアイ ワイヤードリモコン					
	壁面ブラケット架台	市販品使用	1.0	台			
	防振金具	市販品使用	1.0	台			
	機器据付費	機器据付 防振架台設置共	1.0	式			
	機器搬入工事	機器搬入	1.0	式			
	気密試験・冷媒液充填	真空引き共	1.0	式			
	試験・調整		1.0	式			
	メーカー試運転		1.0	式			
	ガラス窓アルミパネル取替		2.0	箇所			
	アルミパネル穴開け	φ100	2.0	箇所			
	冷媒配管 屋内一般 露出	9.52φ/15.88φ 被覆厚10/20mm	1.8	m			
	冷媒配管 屋外架空	9.52φ/15.88φ 被覆厚10/20mm	3.0	m			
	ドレン配管 屋内一般	20φ VP	1.8	m			
	ドレン配管 屋内一般ラッキング内	20φ VP	3.0	m			
	ドレン配管 屋外架空	20φ カラーパイプ VP	0.4	m			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Da-1							
	ドレン配管 保温工事 屋内一般		1.8	m			
	ドレン配管 保温工事 ラッキング内		3.0	m			
	ステンスラッキング 材工	屋外露出 (125A 相当)	4.8	m			
	渡配線 屋内ラッキング内、屋外ラッキング内	EM-EEF-2.0mm-3C	4.8	m			
	アース線 屋内ラッキング内、屋外ラッキング内	EM-IE-2.0mm	4.8	m			
	リモコン配線 金属線び内	EM-CEE-1.25° -2C	1.0	式			
	ワイヤードリモコン取付	露出型	1.0	式			
	Da-1 計						

現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和7年度（明許繰越）明北小学校特別支援教室空調設備設置工事

2. 工事場所： 安曇野市 明北小学校

3. 工事概要： ○明北小学校 特別支援教室空調設備設置工事

- ・特別支援教室空調設置工事
- ・上記に伴う建築・電気・機械工事一式

4. 工期： 契約日 から 令和8年9月1日

5. 一般事項について

(1)現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2)設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3)工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4)工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1)工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2)学校の運営に支障が出る工事は原則休校日及び放課後に行い、児童・教員及び学校施設の利用者の安全に対して、十分配慮すること。

(3)契約後に提示する学校行事や教室の利用状況を確認し、施設管理者及び監督員と協議して工程を計画すること。

- (4) 可能な限り早期に利用開始できるよう工事期間の短縮に努めること。
- (5) 児童の登下校時刻の資材搬入は禁止とする。通行は安全に十分配慮すること。
- (6) 排水への対応
本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。
- (7) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (8) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (9) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (10) 感染症対策は十分に講じること。
- (11) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(12) 残土関係

~~本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

○建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

- (13) この工事は執務並行型の工事である。
- (14) 本工事は、「安曇野市週休2日工事实施要領」の通期の週休2日工事の対象である。
~~なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。~~
~~(工事発注時は対象期間内の現場閉所率が28.5%以上となる工事を想定した設計単価で積算している。)~~

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

8. 安全対策関係

①交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

②安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後14日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後10日以内
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
- ③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ

り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めると。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」いう。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- ~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- ~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- ~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

(1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

○報告書の記載内容

①アスベスト材料の種別

②アスベスト形状、飛散可能性の有無

③製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

(1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

(1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。

(2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。

(3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシュラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

○添付書類

- ・ 工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・ 工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・ 工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

①完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

$$[\text{変更請負額}] = \{[\text{変更設計工事価格}] \times [\text{当初請負比率}]\} \times 1.1 + [\text{消費税相当額}]$$

当初請負比率：[当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額] / [当初設計額の工事価格]

※1 有効桁上位4桁、5桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

令和8年4月1日適用版

令和7年度 明北小学校特別支援教室空調設備設置工事

令和8年1月

明北小学校特別支援教室空調設備設置工事 建築工事仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 安曇野市 明北小学校

2. 敷地面積 〃〃〃〃 m²

3. 工事種目 設備その他改修

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)
別紙記載	改修	RC	3				

4. 図面リスト

番号	図面名称	番号	図面名称
A-00	表紙		
A-01	建築工事 特記仕様書(1)		
A-02	建築工事 特記仕様書(2)		
A-03	案内図、配置図、仮設計計画		
A-04	1階平面図		
A-05	2階平面図		
A-06	3階平面図		
A-07	展開図		
A-08	建具表		

II 建築工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁審議部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 最新版」(以下「標準」という。)による。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 特記事項に記載の()内の表示番号は、標準の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の(別)は(5.3.7)による別図「各部配管」の当該項目を示す。

(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1. 適用基準等	○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁審議部監修(最新版) ○敷地調査共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁審議部監修(最新版) ○建築構造設計基準 国土交通省大臣官房官庁審議部監修(最新版) ○工事写真の撮り方(改訂第3版)建築編 国土交通省大臣官房官庁審議部監修 ○安曇野市建築工事の手引 安曇野市企画財政部監修 ○公共建築改修工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁審議部監修(最新版) ○公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁審議部監修(最新版) ○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 建設省建設経済局建築課・住宅局建築指導課監修
	2. 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による (1.2.2) ※風速 (V ₀ =) ※地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ※積雪区分 建造令第1455号 別表()
	3. 電気保安技術者	・適用する ・適用しない (1.3.3)
	4. 施工条件明示項目	建築物周囲の外構及び下水道接続工事については、現場で整合させること (1.3.5)
	5. 発生材の処理等	・別紙解体工事仕様書による ○構外搬出適正処理 ・現場説明書による また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの
	6. 特別な材料の工法	標準に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	7. 技能士	※ 適用する(一般技能士を採用している現場である旨の表示をすること。)(1.5.2) ・適用しない 適用工事種別 技能検定作業
2 仮設工事	仮設工事	・とび
	鉄筋工事	○鉄筋施工(鉄筋組立作業)
	コンクリート工事	○型枠施工 ・コンクリート圧送施工
	鉄骨工事	・鉄工(構造物鉄工作业) ・とび
	コンクリートポンプ工事	・ポンプ建築
	押出成形型枠工事	・E-1/E-2/E-3/E-4/E-5/E-6/E-7/E-8/E-9/E-10/E-11/E-12/E-13/E-14/E-15/E-16/E-17/E-18/E-19/E-20/E-21/E-22/E-23/E-24/E-25/E-26/E-27/E-28/E-29/E-30/E-31/E-32/E-33/E-34/E-35/E-36/E-37/E-38/E-39/E-40/E-41/E-42/E-43/E-44/E-45/E-46/E-47/E-48/E-49/E-50/E-51/E-52/E-53/E-54/E-55/E-56/E-57/E-58/E-59/E-60/E-61/E-62/E-63/E-64/E-65/E-66/E-67/E-68/E-69/E-70/E-71/E-72/E-73/E-74/E-75/E-76/E-77/E-78/E-79/E-80/E-81/E-82/E-83/E-84/E-85/E-86/E-87/E-88/E-89/E-90/E-91/E-92/E-93/E-94/E-95/E-96/E-97/E-98/E-99/E-100
	防水工事	・777防水工事作業 ・777防水工事作業 ・777防水工事作業 ・合成ゴム系防水工事作業 ・塩化ビニル系防水工事作業 ・シート系防水工事作業 ・シート防水工事作業 ・改質アクリル樹脂系防水工事作業 ・FRP防水工事作業
	石工事	・石材施工(石張り作業)
	タイル工事	・タイル張り
	木工事	○建築大工
屋根及びとい工事	・建築板金(内外装板金作業) ・かわらぶき ・ルフト施工	
金属工事	・内装仕上げ施工(鋼製地下工事作業) ○建築板金(内外装板金作業)	
左官工事	○左官	
建具工事	・建具製作 ・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工	
カーテン工事	・カーテン施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工	
塗装工事	○塗装(建築塗装作業)	
内装工事	・アクリル系床仕上げ工事作業 ・カーペット床仕上げ工事作業 ○カーペット仕上げ工事作業 ○張床(張床作業)	
排水工事	・配管(建築配管作業)	
植栽工事	・造園	
その他の工事	・量製作 ・家具製作 ・樹脂接着剤注入施工 ・自動ドア施工	

9. 設備工事との取合い

設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

※図示 ・設計図=現状図 または 監督員の指示する図

10. 化学物質の濃度測定

測定方法 ・バグ法(拡散法) ○吸引法(吸引法) (1.5.9)
検査機関
※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者

測定物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※ベンゼン ※パラジクロロベンゼン ※トリクロロエチレン ※フロン

測定箇所(箇)

計 箇所

※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。

化学物質の室内汚染濃度指針値

ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	ベンゼン	パラジクロロベンゼン	トリクロロエチレン	フロン	備考
0.08ppm	0.07ppm	0.05ppm	0.88ppm	0.04ppm		0.05ppm	

11. 完成図等

作成する (1.7.1~1.7.3)(表1.7.1)
※完成図(設計図書で示したものを全て ・標準仕1.7.2による ○監督員の指示による)
作成方法 ・原図 用紙 ○透過紙用紙 A3
作成方法 ○A4で作成し出力
・マイクログラフフィルム(7インチ幅付)
・製本(見開きA3版(1部))
※CADデータ(※CD-R(1部))
・保全に関する資料(2部)

12. 完成写真

下記のものを監督員に提出する。原簿は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ(mm)
※カラー写真	外部(あ) 内部(あ)	・あ	・社社版 ・社社版
・パナソニック(木製枠)	外部() 内部()	・あ	・半切 ・全紙
・カラーライド	外部() 内部()	・あ	・24×36以上
※電子データ	外部(あ) 内部(あ)	・あ	・428万画素以上 ・350dpi以上

電子データは、7インチ幅のうえRGB各8ビット(768×)、JPEG形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。

撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者
※ (あ) 表記について 監督職員と協議の上決定する

13. 建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。

(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。

なお、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価書建築材料等評価書(最新版)」に指定された材料については上記(1)~(6)に該当するものとする

また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。

14. 化学物質を発生する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、2F樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒド及びフロンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤は30秒以内で硬化する接着剤及びホルムアルデヒド含有率の低い難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

規制対象外

①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品

a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用

第三種

①JIS及びJASのF☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
③旧JISのE規格品
④旧JISのF規格品

2. 監督員事務所

・設ける ○設けない
規模 ・10m²程度 ・20m²程度 ・() m²程度 (2.3.1)

3. 工事用水

構内既存の施設 ○利用可能(※有償 ・無償) ・利用できない (2.3.1)

4. 工事用電力

構内既存の施設 ○利用可能(※有償 ・無償) ・利用できない (2.3.1)

3. 埋戻し及び盛土

種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3.2.3)(表3.2.1)

2. 建設発生土の処理

※構外搬出適切処理
・構内の造成に利用 ・構内の指定場所にたい積 ・構内の指定範囲に敷きならし (3.2.5)

4. 砂利地業

・再生クラッシュサン ○切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.3)

4. 床下防湿層

施工箇所 ※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) (4.6.5)

5. 地盤改良等

六価クロム溶出試験 ※行う ・行わない

5. 鉄筋工事

1. 鉄筋の種類

種類の記号	呼び名(mm)
SD295A	※D16以下
SD345	※D19以上

2. 鉄筋の継手

呼び名19mm以上の柱、梁の主筋 ・ガス圧接 ○重ね継手 (5.3.4)

3. 鉄筋の最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは身地底から算定する。
・耐久上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。 (5.3.5)

施工箇所	標準仕5.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	※10

8. 貫通孔の補強形式

※H形 ・MH形 ・M形 (別7.1)(別表7.1~別表7.3)

6. コンクリート工事

1. 普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 F _c (N/mm ²)	施工箇所
※21	建物躯体(建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む)
※18	上記以外

2. びりびりコンクリートの種別

※I類 ・II類 (6.1.5)(6.4.1)(6.4.2)(表6.1.1)

3. スラップ

工作物のスラップ値は15又は18cmとする

4. セメントの種類

セメントの種類	施工箇所
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	下記以外の全て
・高炉セメントB種	・場内打コンクリート

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定に適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

5. 骨材の種類

アルカリシリカ反応による区分 (6.3.3)(6.13.2)(6.16.2)(表6.3.1)

※A ・B(※コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m³以下)

6. 混和材料

※混和剤 ・混和材 (6.3.5)(6.4.8)

7. 無筋コンクリート

設計基準強度 ※18N/mm² (6.14.3)

8. コンクリート躯体表面の処理

外装タイプ裏張り面の躯体処理
MCR工法は、せき板面MCR工法用気泡が15%以上張りとし、仕上げ面は凹凸状態とする。
高圧水洗工法の目荒しは、水圧50N/cm²以上かつ2.5分/m²以上とし、施工計画書に監督職員に提出し承諾を受ける。また、目荒しの状態は、事前に監督職員に承諾を受け、コンクリートの増打ち厚さ ※20mm
※施工範囲は図示による

9. 型枠の種類

塗装の有無 ※無 ・有 ・オーバーレイ (6.9.3)
材質 ※複合合板 ・針葉樹合板 ・南洋材合板
厚さ ※12mm
適用及び適用箇所について(特記仕様書 19.14)による

11. 生コンの品質管理

打ち込み量50m³以上となるコンクリート工事においては担当技術者を配置し、監督職員に報告すること。
供試体には、誘発剤がサインしたOQ版(供試体型枠側面に張り付ける確認版)を入れる。

12. 木工事

1. 木材の品質

※標準仕12.2.1による ・信州木材認証製品又は同等品 ・市販品 (12.2.1)
・保存処理木材を使用する箇所()

2. 樹種

○図示または監督職員協議による (12.2.1)(表12.2.2)
・代用樹種を適用しない箇所()

3. 集成材等

品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
・集成材	・2種	・たも・なら・しおじ	
○構造用集成材	○1等 ・2等		
○造作用集成材	○1等 ・2等		
・化粧びり造作用集成材	・1等 ・2等		

ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種

4. 接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、揮発性とする。
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種

5. 防腐・防蟻処理

行う箇所() (12.3.1)
防腐処理 ・行う(※標準仕12.3.1による ・図示) ・行わない
防蟻処理 ・行う(※図示) ・行わない
防腐、防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存剤(防腐・防蟻)は監督職員の承諾するものとする。
(クロルピリホスを含むものを添加しないこと)

6. 防虫処理

行う箇所() (12.3.1)

7. 床張り

フローリング及び編甲張り床 (12.2.3)(12.6.1)(表12.6.1)

下張り用床板	無し	※無し	ホルムアルデヒド放散量の等級
・有り	※無し	・編甲張り	※規制対象外 ・第三種

床板

※単層フローリング(標準仕19.5.2による)	ホルムアルデヒド放散量の等級
・編甲板	※規制対象外 ・第三種
	※ひのき

8. 建築材料

クロルピリホスをあらかじめ添加したものを使用しないこと。ただし、発散するおそれがないものとして、国土交通大臣が認める材料についてはこの限りでない。

14. 金属工事

1. スパルの表面仕上げ (14.2.1)

種類	施工箇所
※HL程度	下記以外の見え掛り全て(ステンレスタラップは除く)
・No.28程度	
・鏡面仕上げ	

2. 7%Zn及び7%Ni合金の表面処理 (14.2.2)(表14.2.1)

種類	施工箇所
・B-1種(無着色)	
・B-2種(ブラウン系・ブラック・ステンカラー)	

3. 鉄の亜鉛めっき (14.2.3)(表14.2.2)

表面処理方法	種類	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

4. 軽量鉄骨天井地下 (14.4.4)

天井のふところが屋内1.5m以上、屋外が1.0m以上の場合は補強
※標準仕14.4.4による補強 ・図示
耐震性を考慮した補強 ・図示
屋外の軒天井及びビロテリ天井等における耐風圧性を考慮した補強 ・図示

5. 金属成形板張り (14.6.2)(表14.2.1)

形状	製法	材種	寸法(mm)	厚(mm)	表面処理
・スタンデル形	・押し出し	・アルミニウム製			・B-1種
・パネル形	・ロール				・B-2種()
	・プレス				

伸縮調整継手 ※設けない ・設ける(施工箇所は図示) (14.6.3)

6. 7%Zn製塗料 (14.7.2)(表14.2.1)(表14.7.1)

種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定開閉	備考
・250形	1.6以上	※A-1又はB-1種	固定方法及び開閉は品質計面で定めたもの	隅内角及び備付等々の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上	・B-1種		
・350形	2.0以上	・B-2種		
・100形				

7. 手すり及びタラップ (14.2.1)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.2)

種類	材料の種類	表面処理
・手すり	※ステンレス SUS304	※HL程度 ・鏡面程度
	・鉄	亜鉛めっき 外部 ※C種 内部 ※E種
・タラップ	※ステンレス SUS304	※研磨無し
	・鉄	亜鉛めっき 内外部 ※C種

15. 左官工事

1. モルタル塗り材料 (15.2.2)

全面形分(%)	吸水量(g)	接着強度(N/mm ²)	界面破壊率(%)
表示値 ±1.0	30分以内	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
防水剤(防水モルタル塗りの用いないこと)
防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤(JIS A 1404)による試験
混合割合 凝結時間 曲げ及び圧縮強度比 吸水比 透水比
砂の重量の5%以下 JIS R5201の試験 8)において 70%以下 95%以下 80%以下
始発 1時間以上 294.0kPa/h
終結 10時間以内

安全性 膨張性のひび割れおよびそりがないこと。JIS R5201の試験9

※下表以外は、標準仕6.2.4及び標準仕15.4.2による (表6.2.4)(15.4.1)(15.4.2)

施工箇所	平たん差(mm)	備考

3. 仕上げ塗料 (15.6.2)(表15.6.1)

種類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上げ塗料	・外装薄塗材 S i ・可とう形外装薄塗材 S i ・外装薄塗材 E ・内装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 C ・内装薄塗材 C ・内装薄塗材 L ・内装薄塗材 S i ・内装薄塗材 W	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状じゅらく ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・砂壁状 ・京壁状じゅらく
・複層仕上げ塗料	・複層薄塗材 C E ・複層薄塗材 S i ・複層薄塗材 E ・複層薄塗材 R E ・複層薄塗材 R S ・防水形複層薄塗材 C E ・防水形複層薄塗材 E ・防水形複層薄塗材 R E ・防水形複層薄塗材 R S	・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸模様 耐水性 ※3種 上塗材 溶剤 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・水性 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗り ※行方
・軽量骨材仕上げ塗料	・吹付用軽量塗料 ・こて塗用軽量塗料	・砂壁状 平たん状

建築内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級
防火規制の適用 ・第三種
※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。
JIS A 6909(建築用仕上げ塗料)により、製造において指定された色及びつや等に適合し、有効期間を経過したものは使用しない。

4. 珪藻土

安曇野市

工事名 明北小学校特別支援教室空調設備設置工事 年月日 2026/01/30

四面名称 特記仕様書(1) 図面番号 A-01

検印欄

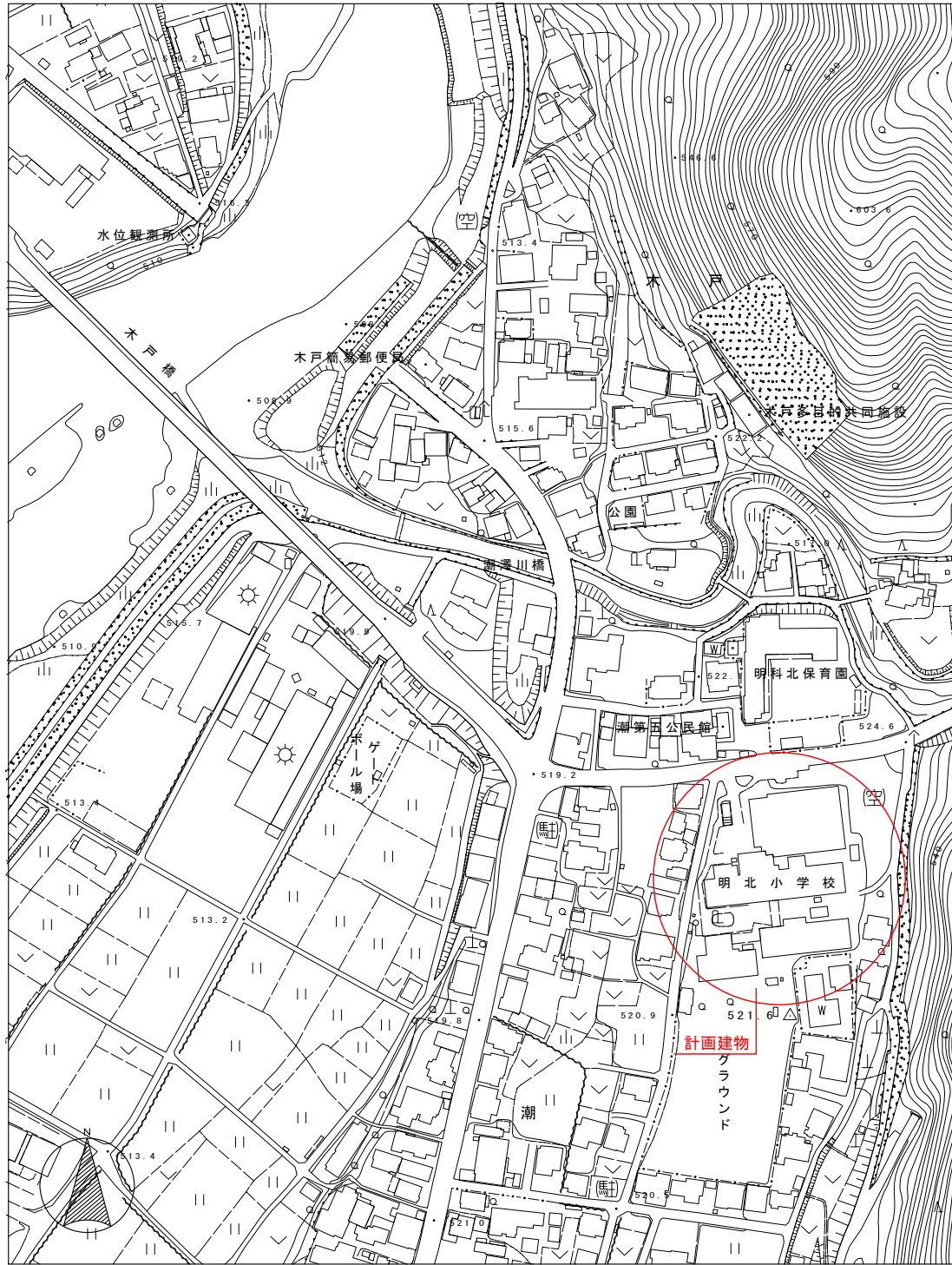
16 建具工事 1. 見本の製作等 2. 防犯建物部品 3. 7&12に製建具 4. 網戸 5. 鋼製建具 8. 木製建具 9. 建具用金物 16 建具工事 16.16 ガラス 16.17 ガラス留材及び溝 18 塗装工事 1. 材 料 2. 塗装業者 (保証) 3. 素地ごしらえ 4. 錆止め塗料塗り

3. ビニル床タイル張り 5. ビニル床タイル張り 8. 70-90が張り 11. セッコウボードその他ボード張り 12. 吸音材 13. 壁紙張り 14. 断熱材 20 ユニット及びその他工事 19. 床点検口 21. 壁箱 30. フェンス

22 舗装工事 1. 盛土に用いる材料 2. 遮断層及び土上抑留層の材料 3. 路床安定処理 4. 路床土の支持力比試験 5. 路床締め度の試験 6. 砂の粒度試験 7. 路盤材料 8. 路盤の締め度の試験 9. アスファルト舗装 10. コンクリート舗装 11. 透水性アスファルト舗装 12. 排水性アスファルト舗装 13. ブロック系舗装 14. 路面標示用塗料

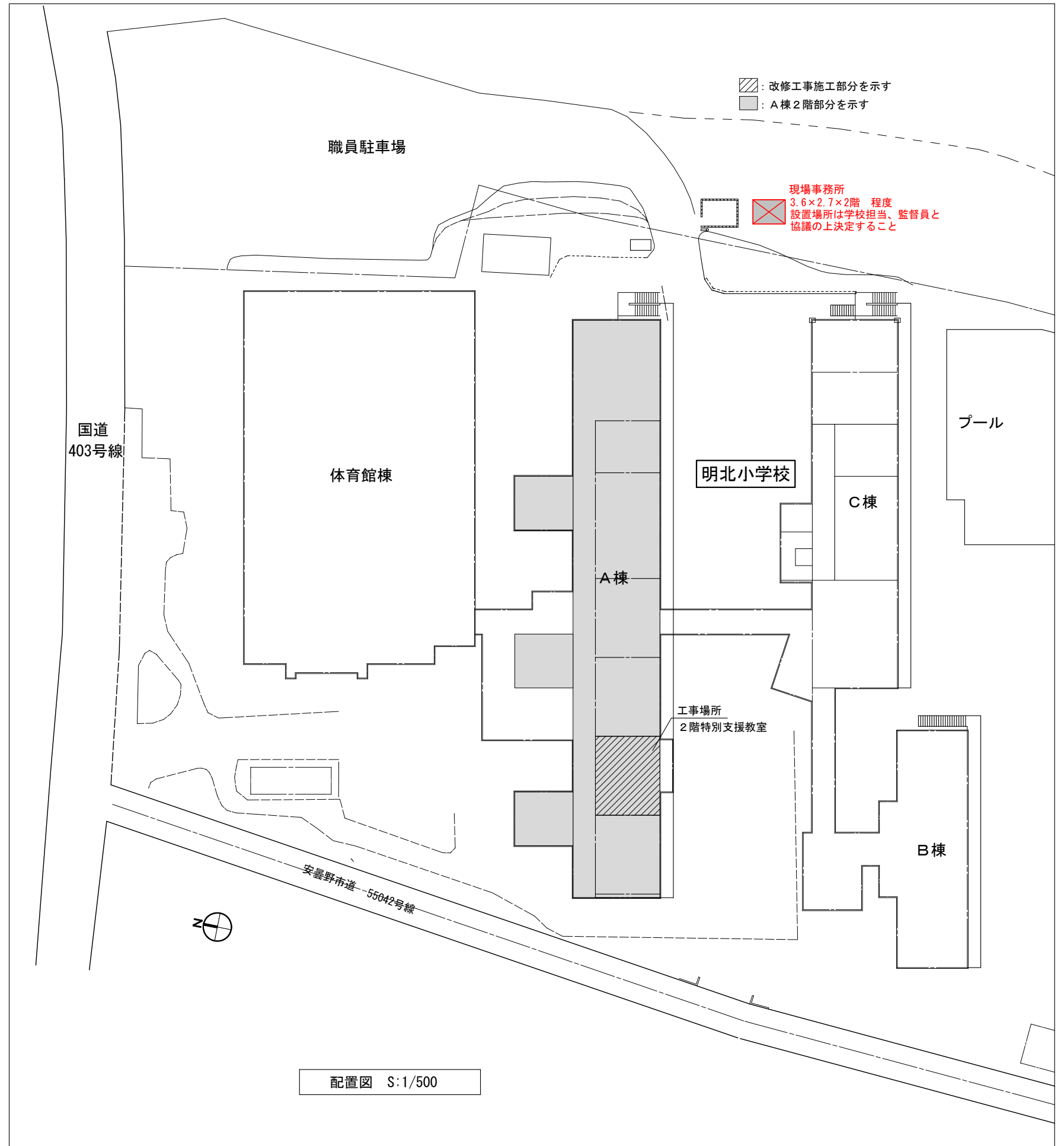
24 工事現場の環境改善・建設副産物及びISO関係 1. 工事現場の環境改善について 2. 産業廃棄物の取扱いについて 3. 再生資源利用促進計画等について 4. ISO 14001関係 5. 過積載の禁止 25 その他 1. 保険等 2. その他 3. 不具合の確認

工事現場のイメージアップ ①周囲の美化 地域住民への情報提供 ②完成予想図の設置 ③情報掲示板の設置 ④パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ⑤現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ⑥現場出入口周辺への誘導員の配備 ⑦現場に大型車両が入り出する時、及び危険な作業をする時等 (1)解体工事を行う場合は、別添の解体工事仕様書によること。 (2)産業廃棄物の取扱いについては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「産業廃棄物処理法」という。)に基づき、適正に行うこと。 (3)産業廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、産業廃棄物処理法に基づき処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運輸車両一貫並びに処分地の案内図を監督員に提出すること。 (4)しゅん工したときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、マシナリ票、E票を監督員に提出すること。 (E票及びマシナリ票はマシナリ交付90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E票は180日以内に提出するものとし、工期限内に提出できない場合は、監督員と協議すること。) 「再生資源の利用の促進に関する法律」(以下「リサイクル法」という。)に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承認を受けること。また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。 対象工事:リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が1千平方メートル以上の工事 (1)現場で使用する機械は、低騒音、低振動、低排ガス型施工機械とすること。 (2)夜間、早朝等の騒音を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルート(の選定)に当たっては影響の少ないルートを選定すること。 (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。 (4)地盤改良によって、周辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議を行うこと。 「参考資料」:平成12年3月24日付、建設省技術開発第49号、同建設第10号(改正平成13年4月20日)「セメント及びセメント系無機材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」 (5)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し過積載を行わないよう計画すること。また、積載の恐れがあるものについては、敷設しないよう処置を行い過積載すること。 (1)本建築引渡しまで請負者は工事事務、工事材料等について火災保険を掛けるなければならない。 (2)工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。 (1)暴風関係等から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。 (2)工事請負額が50万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。(ただし工事請負代金50万円以上250万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。) 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(JMIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出すること。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 ①工事受注時 契約締結後10日以内 ②登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 ③工事完成時 工事完成後10日以内 (連絡先:(財)日本建設情報総合センター TEL03-3505-2973) (3)下請負契約締結後、速やかに下請負人通知書を提出すること。 (4)現場施工体制において、請負者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、監督職員に写しを提出すること。 また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び公衆の見やすい場所に提示を行うこと。 ※施工体制台帳に記載すべき内容 ・建設業法施行規則 第14条の2第1項に掲げる事項 ・安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者 (5)下請負契約等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため施工体制台帳、施工体系図、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業種間等と考えられるものについても、同様に整備すること。 ・交通整理員、ガードマン ・産業廃棄物処理業者 ・ダンプ運転(1人親方のダンプ運転手) ・1日で完了する請負契約、小規模な作業・雑工のみ単独契約の請負契約 ・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の準備契約で行っているもの ・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上る場合 ・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合(臨時雇用関係である場合を除く) (6)本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。 (7)施工中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する場においては、これに協力すること。 (8)本工事において構造強度上、又は機能上必要と想定されるものについては請負者の責により施工すること。 (9)当該工事における影響で既存建築物・附属施設・周辺道路等の構造物等に損傷を与えた場合は速やかに監督者へ通知・報告すること。復旧に伴う費用は請負者の負担とすること。 施工上生じた既存建築物・附属施設等の移設、撤去、復旧における費用は請負者の負担とすること。 (10)当該工事現場への運入路へは大型機械の搬入が困難のため、機械選定に留意すること。 また、資機材の搬入について、仮設道路等の設置が必要な場合は請負者の負担において適切に設置すること。 検印欄 工事名 自然交流学習センターせせらぎ空調設備設置工事 年月日 2026/01/30 四面名称 特記仕様書(2) 図面番号 A-02

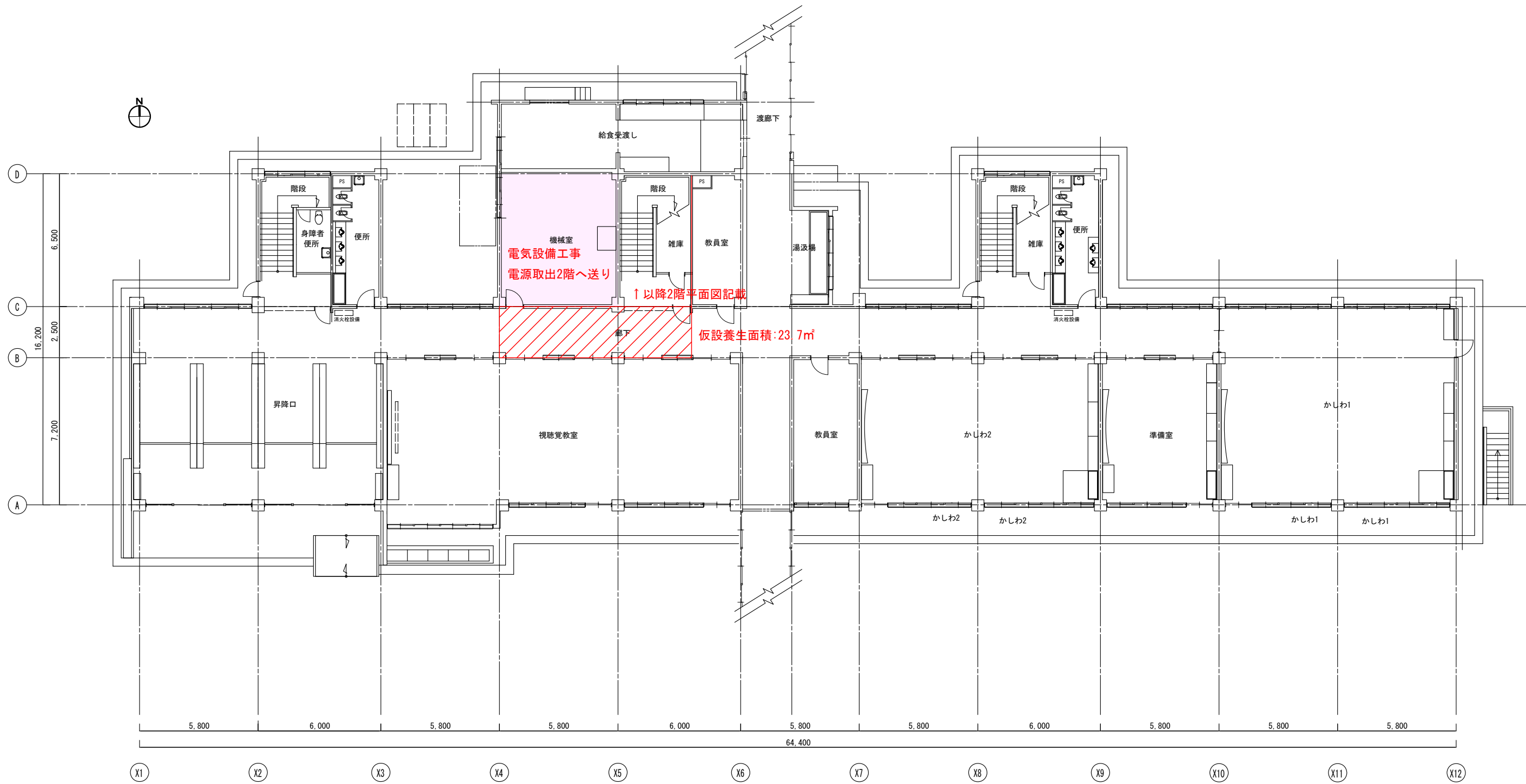


付近見取図 S:1/3,000

安曇野市明科中川手823



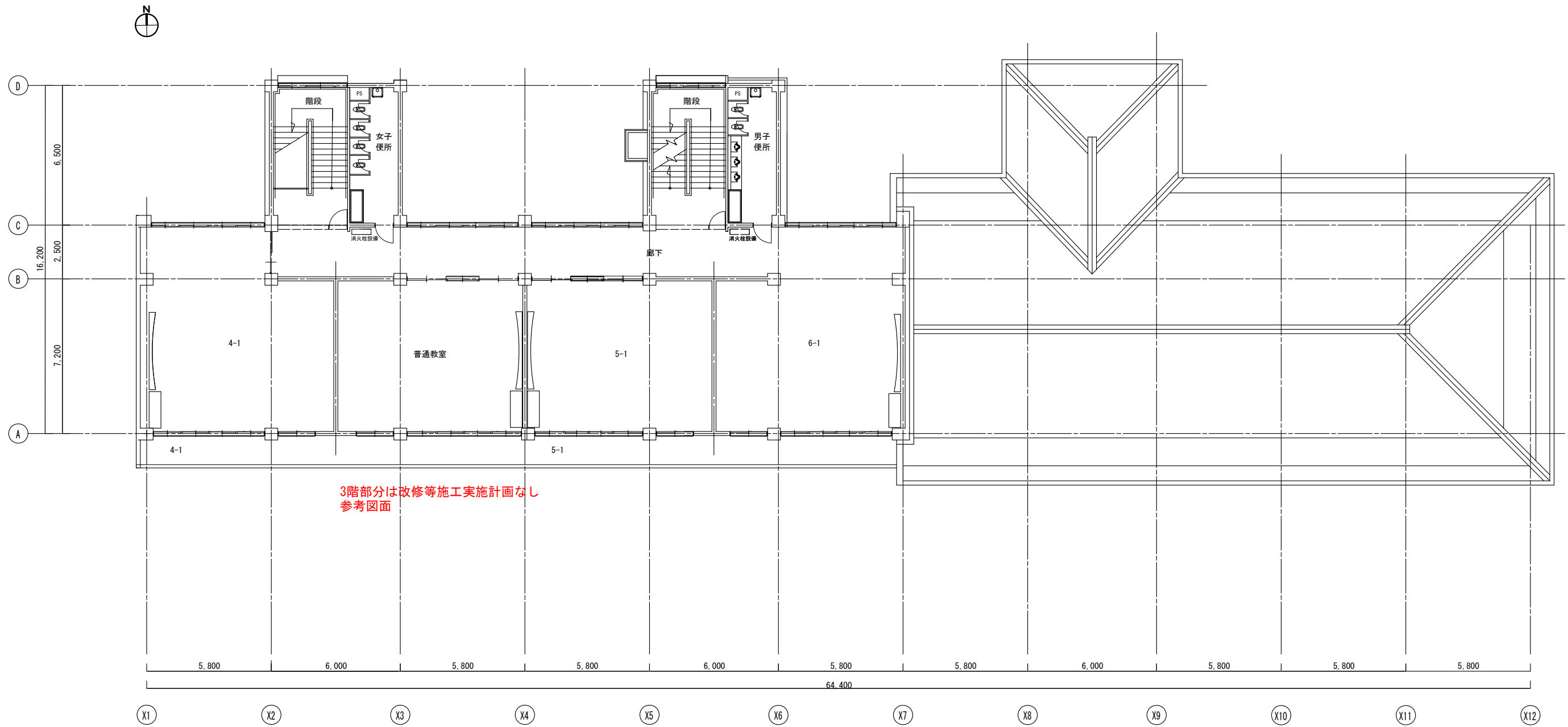
配置図 S:1/500



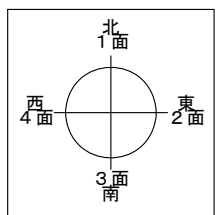
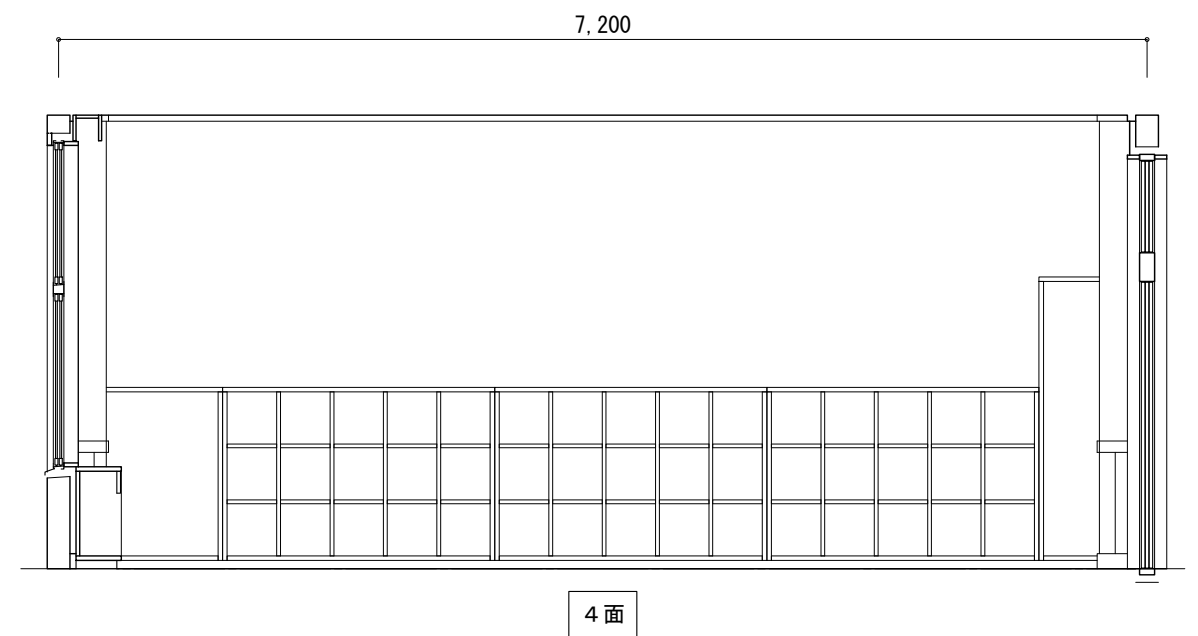
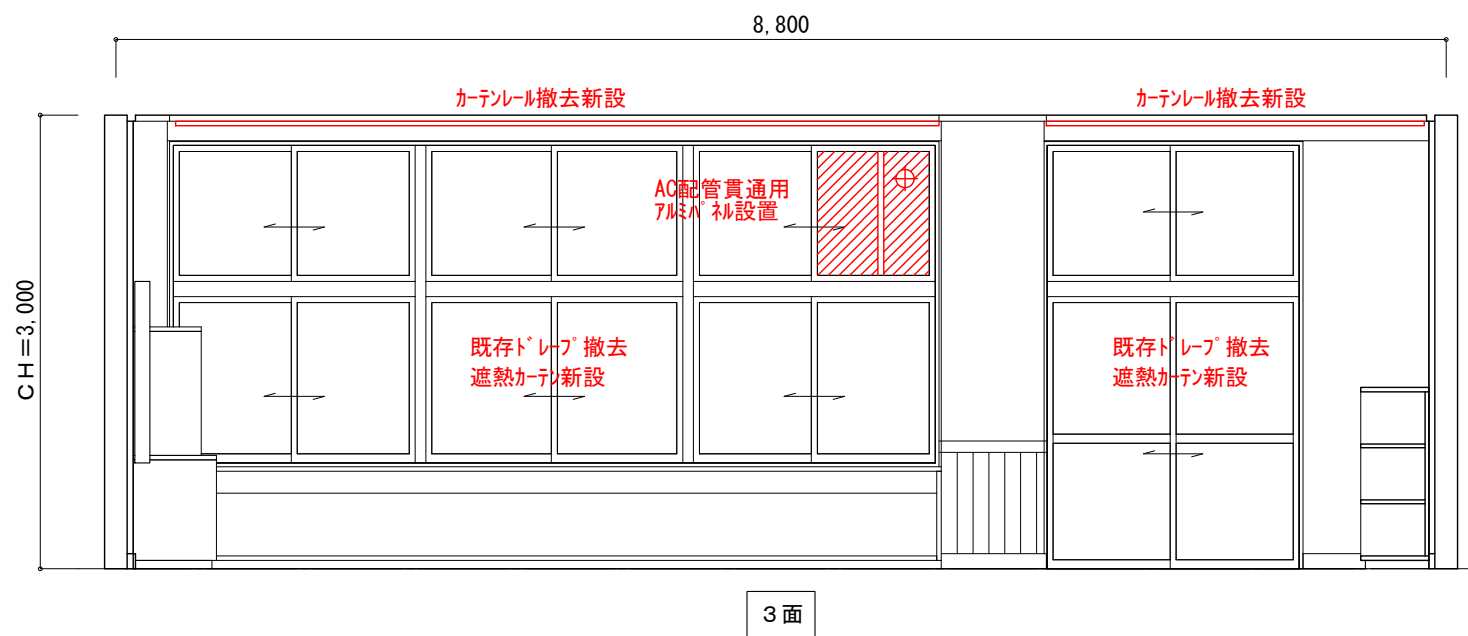
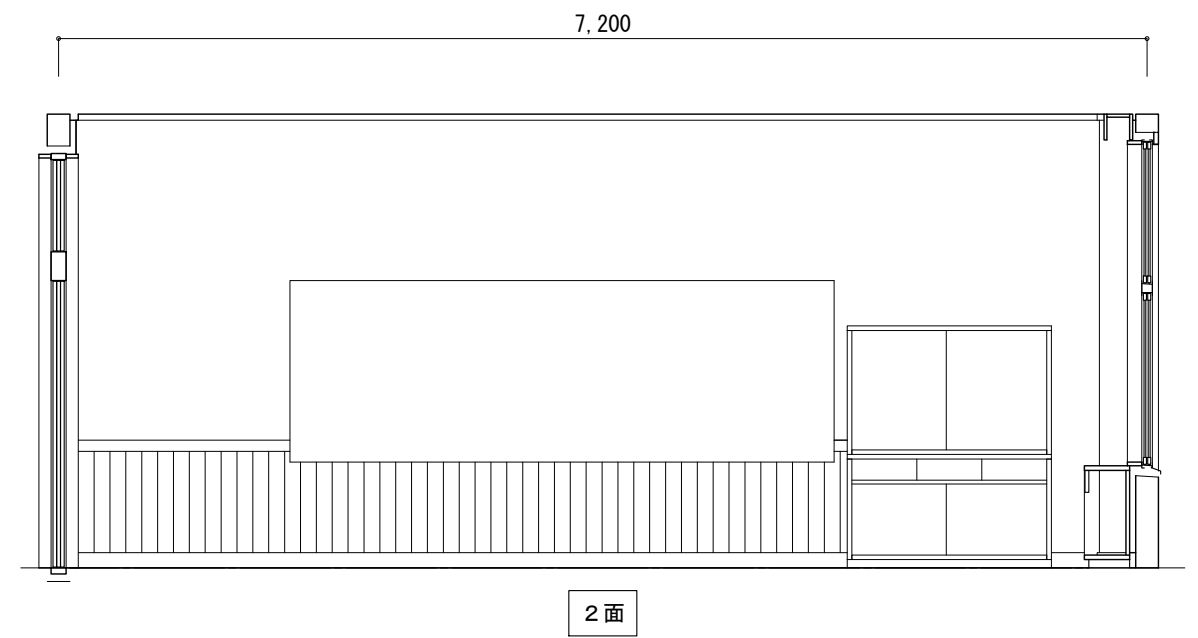
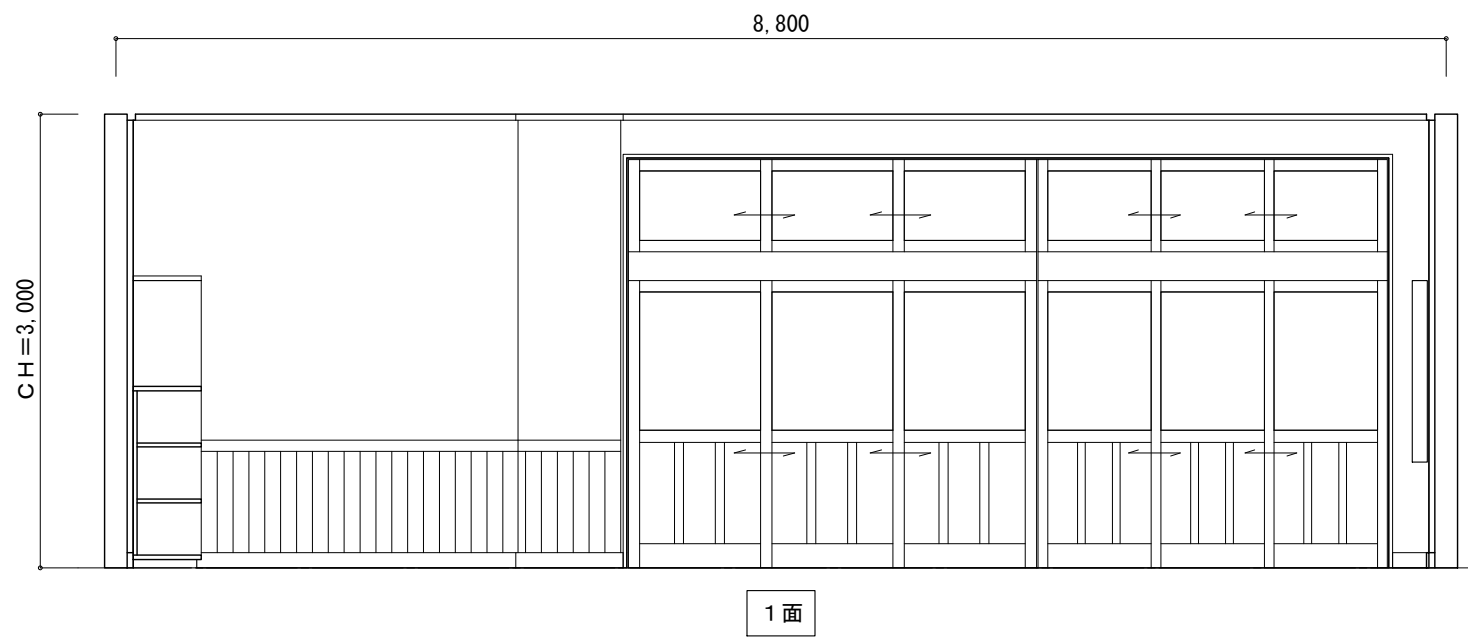
15-1棟 1階

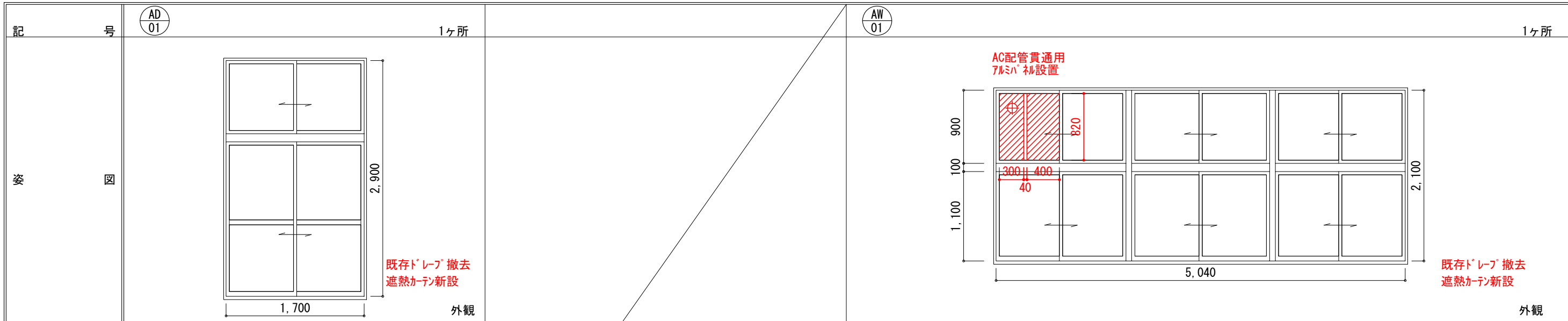


15-1棟 2階

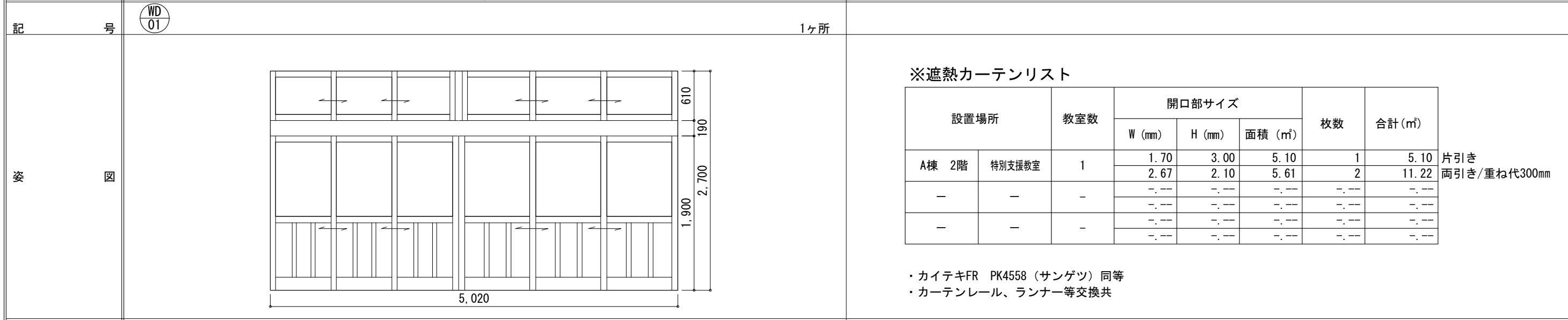


15-1棟 3階





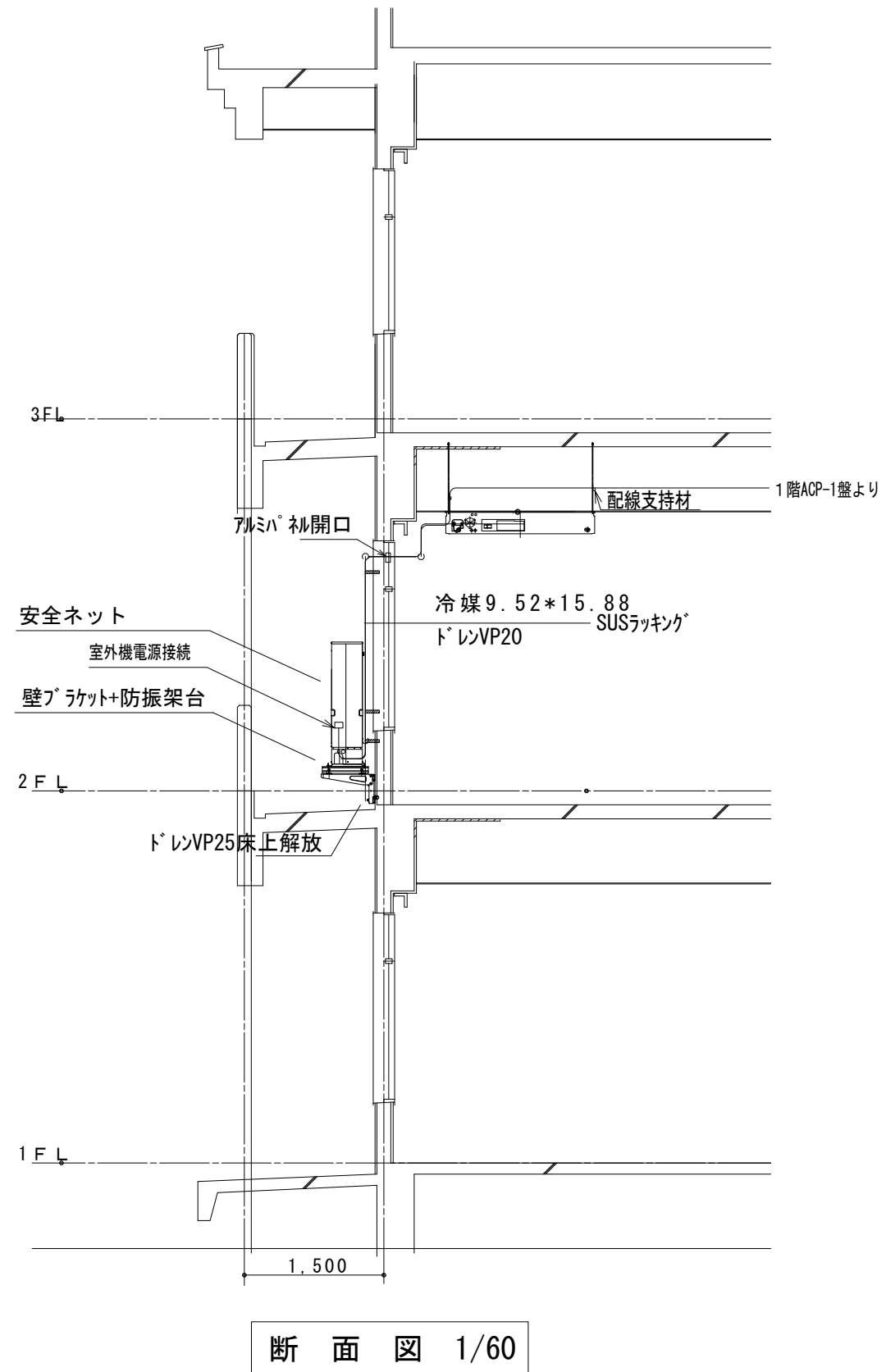
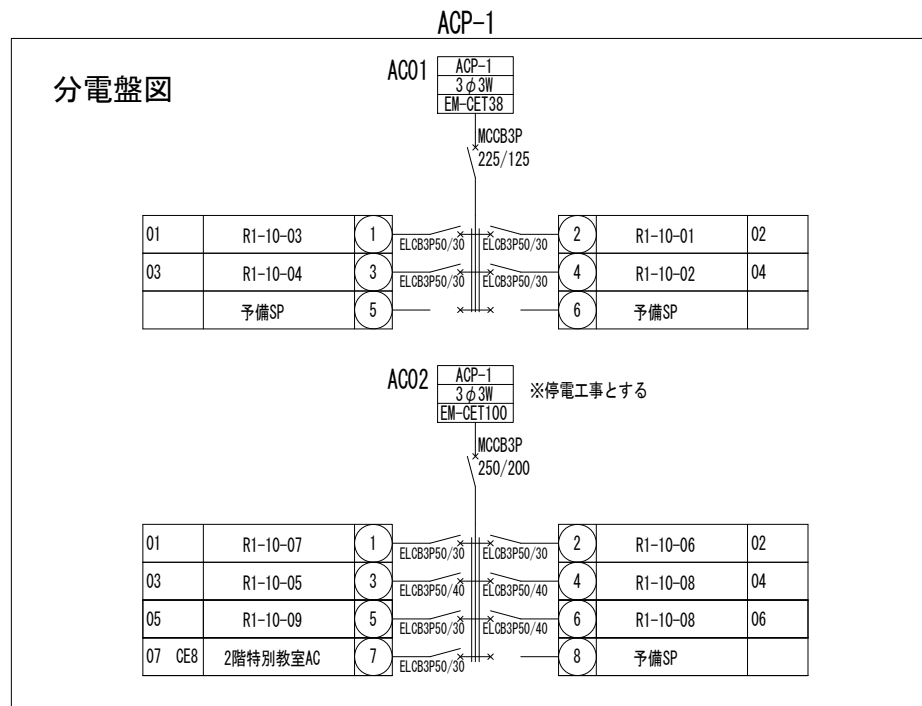
部 屋 名	2階特別支援教室	2階特別支援教室
型 式	欄間付き引違戸	欄間付き引違窓3連
材 質	アルミ製	アルミ製
見 込	70	70
仕 上	着色陽極酸化塗装複合被膜	着色陽極酸化塗装複合被膜
ガ ラ ス	FL5	FL5
金 物	附属金物一式	附属金物一式
備 考		



部 屋 名	2階特別支援教室
型 式	欄間付き6枚引違い戸
材 質	木製
見 込	40
仕 上	框:米松, 鏡板練付合板フラッシュ/CL塗装
ガ ラ ス	TP4 欄間:FL3
金 物	附属金物一式
備 考	



15-1棟 1階



機械設備工事

I. 工事概要

1. 工事場所 安曇野市明北東川手823

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表第一	耐震分類	備考
明北小学校 A棟	改修	RC	3F			-	

3. 工事種目(●印を付けたものを適用する)

工事種目	建物別					
	工	事	内	容	屋	外
● 空調設備	● 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 冷暖房設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 暖房設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 換気設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 排煙設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 自動制御設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 衛生器具設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 給水設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 排水設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 給湯設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 消火設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ ガス設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 給油設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 厨房機器設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 実験装置器具設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式
○ 浄化槽設備	○ 一	式	○ 一	式	○ 一	式

4. 設備概要(○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設備概要	
空調方式	●EHP方式	- GHP方式
冷暖房方式		
暖房方式		
換気方式		
給水方式	・水道直結式	・加圧式
	・高圧タンク式(・上水・井水)	
排水方式	・建物内汚水・雑排水(・分流・合流)	
	・建物外汚水・雑排水(・分流・合流)	
	・浄化槽(・合併・単独)	
	・放流先	・公共下水
消火設備の種類	・屋内消火栓設備	・消火器
ガスの種別	・都市ガス(発熱量 KJ/Nm ³ 供給事業者名:)	
	・液化石油ガス(発熱量 100,000 KJ/Nm ³)	

5. 指定部分・無 有 (指定部分しゅん工期間 平成 年 月 日) 対象部分:

II. 図面目録

No.	図面名称	No.	図面名称
M-01	機械設備工事 特記仕様書		
M-02	機器表、2階平面図、断面図		

III. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

参考図書
●安曇野市建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)安曇野市企画財政部監修

2. 特記仕様
(1) ●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

業	目	特	記	事	項
①	機	材	等		
②	機	材	の	品	質・性能証明
③	使	用	材	料	発注先調査
④	施	工	条	件	明示項目

⑤ 化学物質を発生する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所定の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
2) 保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種の場合第3種のものをい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを採用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用
第3種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③JISのE0規格品 ④JISのE1規格品

⑥ ベーストール剤
飲料水水系に使用されているベーストール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒカネン、クロロピリロス、フェノプロパル、ダイアジノフタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。
●配管(1. ●) 冷凍空調機器(1. ●) ●熱絶縁(1. ●) 建築板金(1. 2) ●設けない・設ける

この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。
●別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。・本工事で負担する。
・改修機械設備標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
・ 内部仮設足場等(・種) ・種) ・外部仮設足場等(・種) ・種)

資材の保管は必ず屋根をかけた地上30cm以上の架台に乗せる。
●監督員が指示する構内の場所に敷ならし・構内指定場所にたいし、構外搬出適切処理
・掘切中の良質土(ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ・山砂の種類
掘切中の山留め・有() ・無

⑦ 発生材処理
工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。
(1) 引渡しを要するもの ●無 ・有()
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。
(3) 特別管理産業廃棄物 ●無 ・有()
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの (コンクリート塊、7x7x7補塊、木くず、金属くず、塩ビ管、)

標準仕様書第1編1. 7. 4によるほか、バルブ類等が必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。
機器等の取り付け方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明表(亚克力樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約 ㎝とする。

●メーカーによる試運転調整 ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・騒音測定
・飲料水の水质の測定(・水质基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、糞菌、溶菌活性及び至善菌数、塩化水素、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・トルエン)
飲料水の水质の測定は厚生労働大臣登録水质検査機関とする。

(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設(甲類・乙類)		一般の施設(乙類)	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(1.0)	(2.0)	(1.5)
	(2.0)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水櫃類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

設置場所	確認試験			
	性能確認試験		確認強度	
上層階、屋上及び塔屋	7	1	7	1
中間階	7	1	7	1
地下階、一階	7	1	7	1

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水櫃類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

⑦ あと施工アンカー 確認試験
⑧ 吊金物 確認試験
24 配管勾配
25 管の保護
26 管の埋設

27 管の埋設表示
図示された屋外埋設管の分岐及び曲りの箇所には、コンクリート製埋管を埋め込む。舗装部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲り及び埋設の箇所についても同様とする。

28 浴槽部の非破壊検査
29 塗装
下記の金属配管等は塗装を行う。
・屋外露出 () の屋外露出
下記の保温を行わない垂給メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。
・塗装

機	基	振
造心送風機	・標準基礎	・防振基礎
空調用ポンプ及びボイラ給水ポンプ	・標準基礎	・防振基礎
揚水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット	・標準基礎	・防振基礎

⑩ 機器の基礎及び振動絶縁効率
31 電線類
32 保つり
33 保温及び消音内貼り

図示された屋外埋設管の分岐及び曲りの箇所には、コンクリート製埋管を埋め込む。舗装部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲り及び埋設の箇所についても同様とする。
標準共通仕様書第2編によるほか下記による。
給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グランド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温層はシーリング処理を行う。
各配管の保温層は標準仕様書第30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。
・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・排気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・通気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・膨張タンクよりボイラへの補給給水管の保温は膨張管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。
●空調機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
保温層は下記による

ダクト
・イ(・1号・2号) ・ロ
冷温水、冷水、温水、蒸気管 ・イ ・ロ
機器 ・イ ・ロ
給水管 ・ハ ・ロ(凍結防止帯巻部分)
排水管 ・イ ・ロ
給湯管 ・イ ・ロ

・排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下配部分は保温する。
なお仕様はd(h)とする。
(・排水トラップ ・鉛管 ・銅管類 ・ビニール管 ・ドレーン管)
・消火管で下配部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・屋内消火管 ・水抜きできない管 ・スプリンクラー配管)
・圧力タンク、膨脹水櫃、各種呼吸水櫃等鋼板製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・大便器は保温する。
・共同溝の保温種別(・ピット内に準ずる)
・ダクトの保温外装は下表による。

区	保	温	外	装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・	・	・
機械室	・アルミガラスクロス	・	・	・
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板	・	・	・
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板	・	・	・

※配管の保温外装は下表による。
区 保 温 外 装
屋 内 露 出 ・織布 ・保温化粧ケース
屋 外 露 出 ●ステンレス鋼板 ・保温化粧ケース

・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。
・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準ずる。
・各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。
配管、ダクト、器具類及び付いたものなうスリーブ、挿入は本工事とし、他は工事区分表による。
保護等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

34 防凍保温
35 試験
36 他工事との取合い
⑪ その他

① 設計温湿度
2 居室騒音限界
3 煤煙濃度計
4 ばいじん量測定口
5 煤煙濃度計
7 風量測定口
8 チャンパ
9 防煙ダンパー

外	屋					
	一般系統		湿度(DB)		湿度(RH)	
湿度(DB)	湿度(RH)	湿度(DB)	湿度(DB)	湿度(RH)	湿度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.2℃	47.9%	26.0℃	50.0%	℃	%
冬季	-6.5℃	71.2%	21.0℃	成行	℃	%

下表によるほか、耳ざわりがないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。
室 名 A 特 性 (dB) N C 値

・設ける
・設ける(測定口は80φとする)
伸縮継手、掃除口及び煤煙濃度測定口の位置は図示による。
・低圧ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト
・コーナーホルト工法(・共振フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法)
取付部は図示による。
内貼りを実施するチャンパの表示方法は外法を示す。
空調機、送風機用に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。
外壁に面するガラリに直接取り付けするチャンパー及びホッパーは、雨水の滞留のないように施工する。
復帰方式(・遠隔)
定格入力は、D C 24V、0.7A 以上とする。

10 ピストンダンパー
11 弁 類
12 温 度 計
13 圧 力 計
14 開 閉 流 量 計
15 油 面 制 御 装 置

復帰方式(・遠隔)
J I S又はJ V (・5 K ・10 K (図示部分))
取付部は図示による。
取付部は図示による。
コック付とし、形式及び取付部は図示による。
制御盤には(・給油ポンプ制御 ・満油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・送油ポンプ制御 ・減油警報 ・)の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管記録は製造者の標準仕様とする。

1 ダクト
2 風量測定ロー
3 ダンパー
4 排気ダクトのシール
5 チャンパ
6 耐火措置

・低圧ダクト ・高圧1ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト
・コーナーボルト工法(・共振フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法)
・閉鎖・浴室系統の排気用ダクトの水抜き(・要 ・不要)
・閉鎖系統の長方形排気用ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
取付位置は図示による。
空気調和設備の該当項目による。
・浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統
空気調和設備の該当項目による。
自家発用換気ダクトが自家発室外を通過する場合の耐火措置は図示による。

1 ダクト
2 排煙口の形式
3 排煙口手動開放装置(開放及び復帰方式)
4 排煙風量測定

・亜鉛鉄板
図示による
・ワイヤー式 ・電気式(遠隔操作 ・不要 ・要)
「建築設備定期検査業務指導書」(日本建築設備安全センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

1 中央監視制御装置
2 中央監視制御装置の構成・機能
3 電気計装工事の記録

・有り ・無し
図示による
使用する電線類はE M電線とし、規格は標準仕様書第4編4. 2. 1 2の使用電線類の規格による。(機器、盤類は除く)
屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。

1 大便器
2 大便器ロータンク
3 温水洗浄便座
4 小便器洗浄弁
5 小便器洗浄管
6 水栓
7 化粧箱
8 石けん受
9 洗面器
10 鏡
11 大便器耐水カバー

・掃除口付き
・フラッシュタンク式
加熱方式(・貯湯式 ・瞬間式) 給水方式(・給水管直結給水方式 ・ポンプ加圧給水方式)
温風乾燥機能(・有 ・無) 脱臭(・有 ・無)
・不凍結装置付・感知小便器一体型フラッシュ方式・個別感知フラッシュ方式(・埋込 ・露出)
・露出 ・隠ぺい ・水抜き装置付
・排水コマ ・固定コマ(・寒冷地対応)
・陶器製(・露出形)
・陶器製(・露出 ・埋込)
・止水栓付
取付箇所(・大便器 ・小便器)材質(・陶器製)
11 大便器耐水カバー(・ピット内は除く) ・設けない

1 量水器
2 量水器類
3 弁 類
4 引込納付金等
5 給水勾配
6 建物導入部配管

・観メーター(・貸与品) ・子メーター(・買取り)
・水道事業者指定品(・貸与品 ・買取り) ・標準図MC形
J I S又はJ V ・水道連結部分(・10 K ・) ・その他の部分(・5 K ・)
・要 ・本工事 ・別途工事) ・不要
・不凍結の二次側水抜きが確実にできること。
・標準図 施工4、5(・(a) ・(b) ・(c))による。

1 洗面器等の排水管
2 排水勾配
3 排水試験継手
4 i'n't'耐、たれ耐

洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
屋内 ・65A以下は1/50、75A以上は1/100以上 屋外 ・1/100以上
図示の箇所に取り付ける。
樹のコンクリート部は工場製品としてもよい。

1 弁 類
給設備

J I S又はJ V (・5 K ・10 K (図示部分))

1 屋内消火栓箱
2 建物導入部配管

・HB-1A ・HB-1B
・標準図 施工4、5(・(a) ・(b) ・(c))による。

1 機器の寸法
2 燃 焼 機 器

概略寸法とする
使用ガス(・都市ガス ・液化石油ガス)

1 充てん容器
2 集合装置
3 転倒防止等
4 メーター
5 ガス漏れ警報器
6 引込負担金
7 電気防食
8 建物導入部配管

・別途(・50kg)
・標準図 施工70による本組。
・標準図 施工71(・(a) ・(b))による
・観メーター(・貸与品) ・子メーター(・買取り)
・本工事(図示による) ・別途工事
・要(・別途工事 ・本工事) ・不要
・要 ・不要
・標準図 施工4、5(・(a) ・(b) ・(c))による。

① しゅん工時提出物
② 定期報告
3 電子納品

標準仕様書によるほか別表による。
工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長あて報告する。(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)
別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試用)」による。
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

(別表) しゅん工時提出物(○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。)
●提出書類目録 ● 官公署届出書類等
● 完成図(原図・製本・マイクロフィルム・CADデータ) ● 工具・予備品等
3 設計図(原図・マイクロフィルム) 9 引渡書
● 工事施工関係書類 10 試運転用油等()の納品書等
● 工事完成資料 11 その他監督員指示によるもの又は特記によるもの
● 保守管理資料

注)完成図面の種類は、設計図面に準じて作成すること。

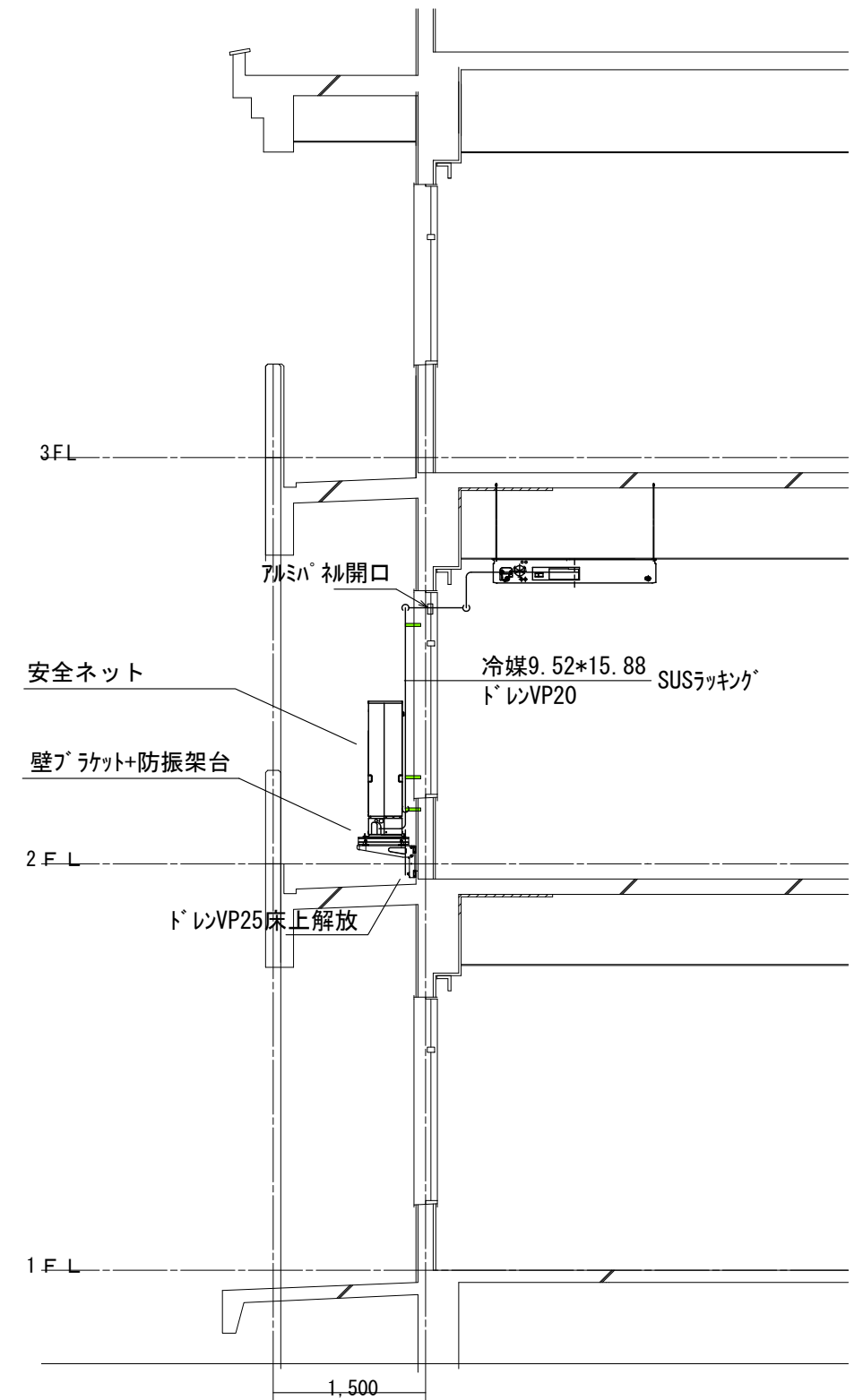
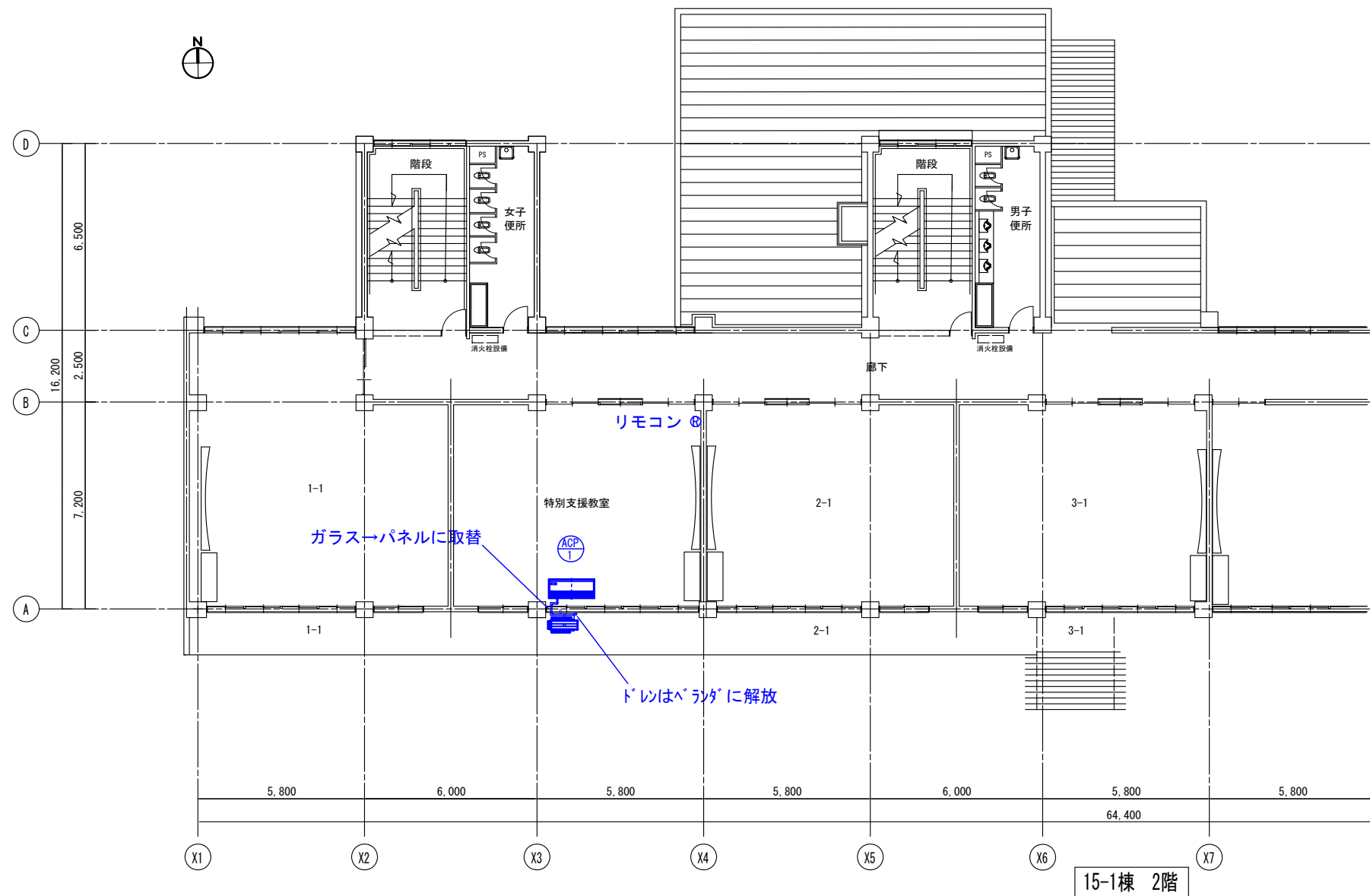
機器表

記号	名称	型式	仕様	電気			数量	設置場所	備考
				相	電圧 V	容量 Kw			
AC-1	パナソニック型エアコン (室外機) (室内機)	寒冷地用 空冷ヒートポンプ 冷暖房切替型 天吊形	能力: 12.5Kw (冷房)、14.0Kw (暖房) 圧縮機: 2.70Kw 送風機: 0.06Kw×2 附属品: 壁ブラケット 防振架台 附属品: 安全ネット ワイヤードリモコン	3	200	4.15 (冷) 4.06 (暖)	1	生活科A-A	防振架台 PC-UPJ61 PE-TBK2 PC-BJ61

冷媒管	屋内	屋外
(ガス管) 15.88φ×20t (液管) 9.52φ×10t	SUSラッキング	SUSラッキング

渡り配線	リモコン配線
(電源・制御) EM-EEF 3C×2.0 EM-IV 1.6	EM-ECTF 2C×0.75

ドレン管	屋内	屋外
屋外で解放	塩ビ管 VP20A	塩ビ管 VP20A ※冷媒管と一緒にラッキング



断面図 1/60